

希望者は
登録を！

住民票などの第三者交付時に 本人へお知らせします

本人通知制度は、住民票や戸籍謄本などを本人以外の第三者へ交付したときに、登録者本人に対してその事実を通知する制度で、住民票などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の抑止や防止を目的としています。

この制度を利用するには、事前登録が必要です。登録の有効期間は申請書の受付日の翌日から無期限です。

- ▶ 登録できる人／市内に住民票または戸籍がある人（過去にあった人を含む）
- ▶ 通知を行う時／委任状による代理人請求や特定事務受任者（弁護士や司法書士など）の職務上請求により登録者の住民票や戸籍謄本などを交付した時（裁判・訴訟手続きなどによる請求や、国・地方公共団体からの請求などは除く）
- ▶ 申請方法／市HP「電子申請サービス」から申込または、運転免許証やマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、窓口サービス課へ
- ▶ 問合せ／同課証明・庶務グループ（☎47-8759）へ



はかりの定期検査

取引や証明に使用する「はかり」の定期検査が下表のとおり行われます。該当する事業者の皆さんには、必ず検査を受けてください。なお、この検査を受けていない「はかり」を取引や証明に使用すると、計量法違反になります。



- ▶ 持ち物／はかりと付属品、手数料（種類や秤量によって異なります。岐阜県計量検定所HPで要確認）
- ▶ 問合せ／同検定所（☎058-254-8188）へ

とき	ところ
1/22(木)	10:00～12:00 JAにしみのよりそいプラザ墨俣店（墨俣町墨俣）
1/23(金)	JAにしみの牧田支店（上石津町牧田）
1/26(月)	
1/27(火)	JAにしみの静里低温倉庫（荒川町） 赤坂地区センター
1/28(水)・29(木)・30(金)	
2/3(火)・4(水)	JAにしみの三城支店（三塚町） JAにしみの洲本支店（島里）

7月請求分から下水道使用料などを改定

上下水道事業の安全なサービスを将来にわたり継続していくため、7月請求分から下水道使用料および上石津地域の水道料金を下表のとおり改定します。使用料などの改定にご理解をお願いします。なお、上石津地域の一般家庭以外の下水道使用料は、下表と異なりますので、お問い合わせください。

詳しくは、市HPをご覧いただくか企画経営課（☎81-4111 内線2574）へ。



市HP

【下水道使用料(大垣・墨俣地域)】

(1か月につき・税込)

	使用水量	6月請求分まで	7月請求分以降
基本使用料	~10m³	1,280.4円	1,357.4円
従量使用料 (1m³あたり)	11~100m³	128.7円/m³	136.4円/m³
	101m³~	150.7円/m³	159.5円/m³

【下水道使用料(上石津地域)】

(1か月につき・税込)

	世帯人数	6月請求分まで	7月請求分以降
基本使用料	~	2,488.2円	2,563円
加算使用料 (1人あたり)	1~5人	744.7円/人	766.7円/人
	6人~	372.9円/人	383.9円/人

【簡易水道料金(上石津地域)】

(1か月につき・税込)

	使用水量	6月請求分まで	7月請求分以降
基本料金	~10m³	712.8円	770円
超過料金 (1m³あたり)	11m³~	190.3円/m³	205.7円/m³

空き家の適切な管理をお願いします

空き家の所有者は、日頃から適切な管理を心がけることが大切です。特に次の3つのポイントに注意しましょう。

詳しくは、住宅課（☎47-8184）へ。

▶ ポイント① 空き家の適切な管理を！

空き家は個人の財産であり、所有者が管理しなければなりません。万が一、土地や建物によって他者に被害が生じた場合は、民法に基づき、所有者（相続人を含む）や管理者、占有者が責任を負い、当事者間で解決することが基本です。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

▶ ポイント② ご近所へ連絡を！

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

▶ ポイント③ 空き家の将来を考える！

現在、適切に管理している空き家でも、管理を続けることが困難になる場合があります。

将来に備え、賃貸や売却、解体して土地を売却するなど、早目の対応をご検討ください。

空き家の発生を抑制するための特例措置

空き家の譲渡所得から3,000万円特別控除されます

制度の概要

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の空き家を相続し、相続発生から3年後の年末までに、その空き家を耐震改修して売却するか、解体して土地を売却すると、譲渡所得から最大3,000万円が特別控除されます（適用期限：令和9年12月31日まで）。

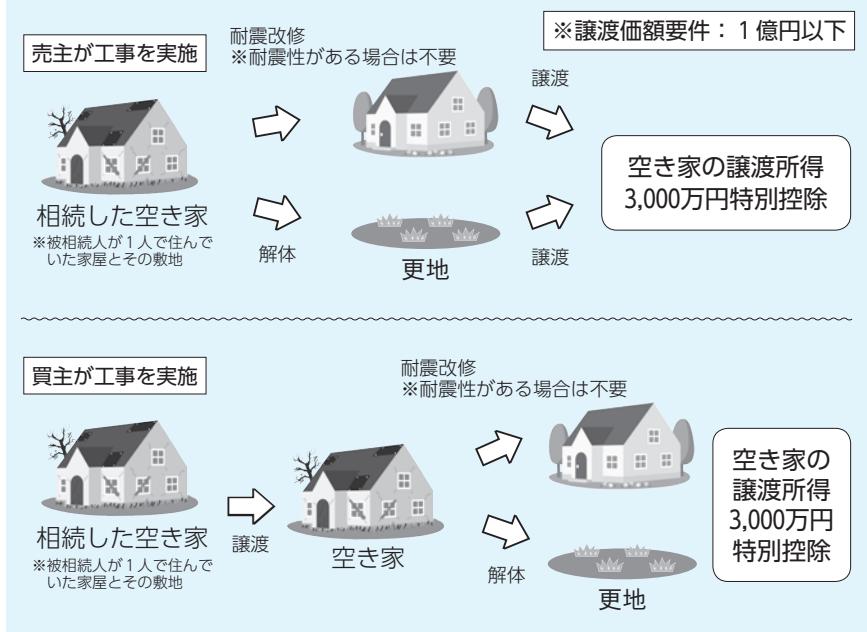
また、売買契約などに基づき、買主が譲渡の日の属する年の翌年2月15日までに、空き家の耐震改修または解体工事を行った場合も、控除の対象となります。

■ 譲渡所得税額の計算式

（譲渡価額 - 取得費 - 譲渡費用[除却費等] - 特別控除3,000万円）×20%

*不明の場合、譲渡価額 × 5 %

制度のイメージ



被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き

特別控除を受けるためには、大垣税務署への申告が必要です。

申告に必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」は、相続した家屋などが所在する自治体が発行しています。

適用要件や発行手続きについて詳しくは、市HPをご覧いただくか、住宅課（☎47-8184）へ。

空き家 発生抑制

検索